

JETRO

Talk to JETRO First

-まずはジェトロへ-



コロナ禍における 豪連邦政府の経済対策

メルボルン日本商工会議所/在メルボルン日本総領事館/ジェトロ共催ウェビナー

日本貿易振興機構 (JETRO)
シドニー事務所
高原正樹

2020年8月17日

日付	新型コロナウイルスに関わる制限措置、経済支援策
2月 1日	中国からの渡航者に対する入国を制限
3月 1日	イランからの渡航者に対する入国を制限
3月 5日	韓国からの渡航者に対する入国を制限
3月11日	イタリアからの渡航者に対する入国を制限
3月12日	※経済支援策（第1弾）総額176億豪ドル（約1兆3,200億円）
3月15日	全ての入国者に14日間の自己隔離措置
3月18日	全ての国の渡航情報を「渡航禁止」に引き上げ
3月19日	政策金利、過去最低の0.25%に引き下げ
3月20日	非居住者の入国を禁止
3月22日	※経済支援策（第2弾）総額661億豪ドル（約4兆9,600億円）
3月23日	レストラン、カフェ、パブ、ジム、映画館等の営業停止措置
3月25日	豪国民の海外渡航を正式に禁止
3月30日	※雇用維持給付金（JobKeeper）1,300億豪ドル（約9兆7,500億円）
3月31日	屋外・屋内の集会人数制限、スケートボード場、屋外ジム等の閉鎖
5月 8日	経済活動再開に向け、3段階での制限緩和策を発表
6月 3日	2020年第1四半期（1～3月）の実質GDP成長率、前期比0.3%減に
6月 5日	※個人の居住用住宅の新築・改装支援（HomeBuilder）6億8,800万豪ドル（約516億円）
6月25日	※芸術分野への支援金（JobMaker）2億5,000万豪ドル（約187億円）
7月16日	※職業訓練支援金（JobTrainer）20億豪ドル（約1,500億円）
8月 7日	※雇用維持給付金（JobKeeper）の延長 150億豪ドル（約1兆1,200億円）

- ◆ 事業者及び非営利団体に対する賃金の補助金として、2020年3月30日から9月27日まで、2020年3月1日時点で在籍している被雇用者に、2週間毎に1,500豪ドルを給付。
- ◆ 対象被雇用者は豪州国民、永住者及び一部のNZ国民で、フルタイム従業員、パートタイム従業員である16歳以上の者。カジュアル労働者（非正規雇用者）は、同一雇用主の下で1年以上雇用されている場合に対象。
- ◆ 2020年5月第1週に支給開始（支払い額は3月30日に遡及）。

対象事業者は

- ① 年間売上高が10億豪ドル未満で、3月1日からの最低1か月間で30%以上の収入減があった、もしくは収入減が予想される事業者
 - ② 年間売上高が10億豪ドル以上で、3月1日からの最低1か月間で50%以上の収入減があった、もしくは収入源が予想される事業者
 - ③ 登録された慈善団体の場合は、15%以上の収入減があった、もしくは収入源が予想される団体のいずれか。
- また、自営業者、個人事業者も対象。

- 雇用主はATOのウェブサイトwww.ato.gov.auで登録する必要あり。
- 本給付を受ける雇用主は、被雇用者に対して本給付の受給を通知するとともに、最低1,500豪ドルを支払う必要がある。
- 従業員の通常給与が1,500豪ドルを超える場合、差額を支払う必要あり。
- 従業員の通常の給与が1,500豪ドルを下回る場合でも、受給金額は1,500豪ドルとなる。
- 従業員が一時帰休の場合、受給金額は1,500豪ドル。
- 雇用主は、1,500豪ドルの支給額に見合うよう従業員の労働時間を削減することが可能。
- 退職年金（スーパーアニュエーション）の支払いは1,500豪ドル分までは任意、1,500豪ドルを超える分の給与に対し支払う。
- 給付金は有給休暇の支払いに充てることが可能で、雇用主は従業員との合意で有給休暇の取得を指示可能。ただし、従業員の有給休暇の残日数が2週間を切ってはならない。
- 失業給付金であるJobSeekerとの同時受給はできない。

<https://treasury.gov.au/coronavirus/jobkeeper>

2020年3月30日
～
9月27日

【現行】

1. 雇用維持給付金 (JobKeeper)

【延長】

1.雇用維持給付金
(JobKeeper)

【延長第1期】 2020年9月28日～2021年1月3日

- ◆申請企業は2020年度第3四半期（7～9月）に、19年度の同四半期に比して30%以上もしくは50%以上（慈善団体は15%以上）の収入減があったことをGST額で証明する必要あり。
- ◆2020年7月1日時点で在籍している被雇用者で、週20時間以上勤務する者に対し、2週間毎に1,200豪ドルを給付。
- ◆週20時間未満の勤務者に対し、2週間毎に750豪ドルを給付。

【延長第2期】 2021年1月4日～3月28日

- ◆申請企業は2020年度第4四半期（10～12月）に、19年度の同四半期に比して30%以上もしくは50%以上（慈善団体は15%以上）の収入減があったことをGST額で証明する必要あり。
- ◆2020年7月1日時点で在籍している被雇用者で、週20時間以上勤務する者に対し、2週間毎に1,000豪ドルを給付。
- ◆週20時間未満の勤務者に対し、2週間毎に650豪ドルを給付。

<https://treasury.gov.au/coronavirus/jobkeeper/extension>

2020年9月28日
～
2021年3月28日

2.中小企業の
キャッシュフロー
支援

- ◆被雇用者への賃金の源泉徴収額の総額に対し、4月28日から、最低1万豪ドルから最大5万豪ドルを2回にわたり事業者へ還付。
(2回分の合計：2万豪ドル～10万豪ドル)
(源泉徴収額ゼロでも最低1万豪ドルを支給、非課税)
- ◆対象事業者は、年間売上高が5千万豪ドル未満の中小事業者、非営利団体および個人事業者等（3月12日までにABNを取得していること）

https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-04/fact_sheet-boosting_cash_flow_for_employers.pdf

第1期対象期間
2020年3月分
～6月分

第2期対象期間
2020年6月分
～9月分

<p>3.財政的困窮にある事業者の一時的救済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆2001年会社法に基づく債権者による法定請求（Statutory demand）の最低基準額を2千豪ドルから2万豪ドルに引き上げ（6カ月間）、企業の債権者への支払い猶予期間の延長（21日間→6カ月間）。 ◆1966年破産法に基づく債権者による会社の清算請求の最低基準額を5千豪ドルから2万豪ドルに引き上げ（6カ月間）、企業の債権者への支払い猶予期間の延長（21日間→6カ月間）。 ◆支払不能時の取引に対する取締役の個人責任の一時的免除。 https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-03/Fact_sheet-Providing_temporary_relief_for_financially_distressed_businesses.pdf 	<p>2020年3月25日 ～ 9月24日</p>
<p>4.企業の投資支援（即時資産償却）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆即時資産償却の基準値（threshold）を、現行の3万豪ドルから15万豪ドルに引き上げ。15万豪ドル未満の複数資産について即時に減価償却可能で、中古資産も対象。 ◆対象は、年間売上高が5億豪ドル未満の事業者（5千万ドル未満の事業者から対象を拡大） <p>https://www.ato.gov.au/Business/Depreciation-and-capital-expenses-and-allowances/Simpler-depreciation-for-small-business/Instant-asset-write-off/</p>	<p>2020年3月12日 ～ 12月31日</p>
<p>5.企業の投資支援（減価償却控除の加速）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備投資に係る減価償却控除を50%に拡大。 ◆対象は、2020年3月12日から2021年6月30日までに取得した資産で、年間売上高が5億豪ドル未満の事業者。 <p>https://www.ato.gov.au/Business/Depreciation-and-capital-expenses-and-allowances/Backing-business-investment---accelerated-depreciation/</p>	<p>2020年3月1日 ～ 2021年6月30日</p>

<p>6.実習生および訓練生の雇用支援</p>	<p>◆小規模事業者が実習生及び訓練生を維持するために、2020年1月分～9月分の賃金の50%について最大2万1千豪ドルまで補助。</p> <p>◆対象事業者は、被雇用者が20名未満の小規模事業者であって、3月1日時点で実習生又は訓練生を雇用している者。</p> <p>https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-04/fact_sheet-supporting apprentices and trainees 0.pdf</p>	<p>対象期間： 2020年1月分～9月分</p> <p>申請期間： 2020年4月～12月31日</p>
<p>7.中小企業のためのローン保証</p>	<p>【第1期】</p> <p>◆中小事業者が、2020年9月30日までに借り入れる最大25万豪ドルまでの新規ローン（最長3年、融資開始から6カ月は返済を猶予）について、その50%を政府が保証。</p> <p>◆対象事業者は、年間売上高が5千万豪ドル以下の事業者。</p> <p>【第2期の変更事項】</p> <p>◆運転資金に限定されていたローンの用途を、経営回復に向けた投資を含めるなど拡大。</p> <p>◆融資限度額を100万豪ドルに引き上げ。</p> <p>◆最長5年とするが、融資から6カ月の返済猶予については融資側の裁量。</p> <p>https://treasury.gov.au/coronavirus/sme-guarantee-scheme</p>	<p>2020年4月～2020年9月30日まで</p> <p>2020年10月1日～2021年6月30日</p>
<p>8.新型コロナの影響を受けた地域および産業への支援</p>	<p>◆10億豪ドルで基金を設立し、手数料の免除等による観光業、農業及び教育産業に依存する地域等を支援（例：グレートバリアリーフ海洋公園における観光業へのEnvironment Management Charge（EMC）の免除）。</p> <p>◆国内航空会社への総額7億1,500万豪ドルの支援。</p> <p>https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-03/Fact_sheet-Assistance for severely affected regions and sectors.pdf</p>	

9. 商業用不動産の テナント救済措置

◆雇用維持給付金 (JobKeeper) の受給企業で、年間売上が5千万豪ドル以下の中小企業がテナントの場合、義務的行動規範 (Mandatory Code) に示された原則に基づき、商業用不動産のオーナーとテナントが合意することが求められる。

◆対象となるテナントは小売、オフィス、各種産業等 (レジデンスは対象外)。

◆原則として、オーナーはテナントの売上高の減少に比例して賃料の減額を申し出ることとされ、賃料負担を免除する場合は最低50%以上、繰り延べの場合は最低24カ月以上の救済措置が求められる。

◆賃料の未払いを理由に契約を終了したり、手数料や利息を課したり、保証金を請求したりすることは禁止。賃料の値上げも凍結。

◆義務的行動規範に基づいて、各州・準州政府は立法化を進める。オーナーとテナントの間で義務的行動規範に基づいた合意ができない場合、各州・準州政府によって調停の場が設けられる。

(連邦の義務的行動規範)

<https://www.pm.gov.au/sites/default/files/files/national-cabinet-mandatory-code-ofconduct-sme-commercial-leasing-principles.pdf>

(ニューサウスウェールズ州)

<https://www.service.nsw.gov.au/campaign/covid-19-help-small-businesses/commercial-lease-support>

(ビクトリア州)

<https://www.vsbv.vic.gov.au/your-rights-and-responsibilities/retail-tenants-and-landlords/>

4月3日から雇用
維持給付金適用期
間の終了まで

10. 輸出金融保険公社 (EFA)による輸出企業向け融資

◆融資の対象は、輸出事業を行っている豪企業のうち、年間売上高が25万豪ドル以上かつ輸出実績が2年以上ある企業で、過去2会計年度中に収益性の高い事業を行ったことがあり、新型コロナウイルスの影響によって民間金融機関からの資金調達が困難な企業。

◆融資される資金は、25万豪ドルから最大5千万豪ドルの間で、運転資金や設備投資、オンライン取引を含む海外事業の拡大などに充てることが可能。

<https://www.exportfinance.gov.au/>

11. 輸出市場開発助成 (EMDG)プログラムへの追加出資

◆中小企業が海外でのマーケティングや販促活動、見本市や広告キャンペーンへの参加など、新たな輸出市場の開拓に必要な費用の50%を補助する「輸出市場開発助成プログラム」(Export Market Development Grants)に対し、2019/20年度予算に4,980万豪ドルを追加出資。

◆年間売上高5,000万豪ドル未満の企業が対象。

◆年度内に該当する費用が発生していた場合は2019年7月に遡及して適用対象となり、不可抗力によって事業がキャンセルされた場合等も、費用の請求が可能となる。

<https://www.austrade.gov.au/Australian/Export/Export-Grants>

12. 海外向け航空貨物輸送支援 (International Freight Assistance Mechanism)

◆航空便の減便、運休等によって、輸出のための航空輸送可能容量が縮小し、コスト高となっていることから、政府として予算1億1千万豪ドルで輸出のための航空貨物輸送を支援（7月3日付で2億4千万豪ドルを追加支出）。

◆価値が高く、腐敗しやすい水産物（ロブスター含む）、高級牛・豚肉、乳製品（牛乳・ヨーグルトなど）、農産物（高級果実、パッケージされたサラダ・野菜など）が対象。豪州に戻る便では医療機器等を輸送。

◆航空貨物輸送支援を行う仕向け先は日本、中国、香港、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）とし、需要に応じて仕向け先を拡大。貨物便の出発空港はシドニー、メルボルン、ブリスベン、パースとし、需要に応じて拡大。

<https://www.austrade.gov.au/news/news/international-freight-assistance-mechanism>

豪州のマグロ輸出業者が日本向け輸出で本プログラムを利用し、恩恵を得ているとのTuna Australiaの記事（6月30日付）。

https://tunaaustralia.org.au/news/tuna-takes-to-the-skies-thanks-to-governments-international-freight-assistance-mechanism/?utm_campaign=IFAM+Weekly+Newsletter++090720&utm_medium=email&utm_source=IFAM+%E2%80%93+Newsletter

2020年4月1日
から

全ての外国投資への 豪政府の認可を義務化

◆豪州ではこれまで、大部分の産業において小規模な外国投資は報告義務が免除されており、多額の外国投資であっても、国益に反しない限り認可されてきている。

- ・自由貿易協定（FTA）締結国からの投資の場合、重要資産・インフラ等に関わる投資は2億7,500万豪ドルを超える、それ以外の投資は11億9,200万豪ドルを超える場合に外国投資審査委員会（FIRB）の審査が必要。
- ・非FTA締結国からの場合は2億7,500万豪ドルを超える場合に審査が必要。

◆3月29日以降、一時的に金額を問わず外国投資に対して外国投資審査委員会（FIRB）で審査が行われ、FIRBによる審査期間は通常の30日から最大6カ月まで延長される。

<https://firb.gov.au/guidance-resources/guidance-notes/gn53>

2020年3月29日
から

「1975年外資買収 法」の大幅改正

◆豪政府は6月5日、「1975年外資買収法」について、同法制定以来の大幅な改正を2021年1月1日から実施することを発表。国家安全保障、コンプライアンス強化、承認プロセスの合理化、管理の強化のため、下記を含む改正を行うとし、7月31日に改正草案を発表。

- 投資金額の多寡に関わらず、センシティブな国家安全保障に関わる事業を買収する意図のある外国投資家に対し、新たに「国家安全保障テスト」（national security test）を実施。
- 財務大臣に対し、センシティブな国家安全保障に関わる分野以外であっても、国家安全リスクを高める可能性の有無のレビューを求める権限を時限的に付与。
- 国家安全保障リスクを踏まえ、買収提案に対して条件を課し、また変更する権限、および特別な事態においては承認を撤回し売却を命令する権限を付与。
- 違反通知（infringement notice）の拡大、民事・刑事罰の引き上げ等を含む執行の強化・柔軟化。
- 活動的でない投資家および非センシティブ分野の投資審査の合理化。

◆8月31日まで改正草案に対するパブリックコメントを受付中。

Email: FIRBStakeholders@treasury.gov.

【改正草案】

<https://treasury.gov.au/consultation/c2020-99761>

2021年1月1日
から

入国禁止の適用除外
申請

◆ 3月20日から、豪州国民と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者等を除き、豪州への入国を禁止。

◆ 入国禁止対象者であっても、やむを得ないもしくは人道上的理由により、緊急に豪州に渡航する理由がある者や、海外から豪州に渡航して第三国に向かうため豪州国内の空港で国際線にトランジットする外国人であって特別な理由がある者等は、適用除外が認められる場合あり。

◆ 適用除外の申請は連邦内務省のオンライン・フォームで手続を行う（3カ月以内に渡航の必要がある場合）。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

2020年6月17日 ジェトロ主催ウェビナー

「コロナ禍におけるオーストラリアビザ申請の注意点」（動画）

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/video/fcbcdba25fa09f09.html>

随時

1.各種手当受給者に対する追加給付

◆現行の各種手当受給者に対して、2週間あたり550豪ドル（～9月24日）、250豪ドル（9月25日～12月31日）を追加支給。

◆対象者は、求職者手当、若年求職者手当、児童養育手当、農水産業家計給付、生活保護の受給資格者のいずれか。

https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-07/Fact_sheet-Income_Support_for_Individuals_2.pdf

2020年4月27日
～9月24日

2020年9月25日
～12月31日

2.年金生活者等への追加給付

◆年金生活者、社会保障受給者を含む低所得者層の家庭を支援するため、750豪ドルを2回給付。

<https://treasury.gov.au/coronavirus/households/extra-payments-pensioners>

1回目：2020年3月
12日～4月13日に
実施

2回目：2020年7
月10日

3.退職年金の早期引き出し

◆退職年金（スーパーアニュエーション）を2019/20年度および20/21年度にそれぞれ最大1万豪ドルを引き出すことを認める。

◆対象者は、失業者、求職者手当、若年求職者手当、児童養育手当、農水産業家計給付、生活保護の受給資格者。2020年1月1日以降に余剰人員となった者、労働時間が20%以上減らされた者、事業が停止もしくは売上高が20%以上減少した個人事業者のいずれか。

https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-07/Fact_sheet-Early_Access_to_Super_0.pdf

1回目：2020年7月
1日までの申請で最
大1万ドル引き出し
可（2019/20）

2回目：2020年7
月1日～12月31日
までの申請でさら
に1万ドル引き出し
可（2020/21）

<p>4.退職年金の義務的引出率の一時的引下げ</p>	<p>◆口座の最低義務的引出率を、2019/20 年度及び 2020/21 年度の間 50%引き下げ</p> <p>https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-03/factsheet6providingsupportforretireestomanagemarketvolatility-25march2.pdf</p>	<p>即時実施</p>
<p>5.社会保障の収入みなし率の引下げ</p>	<p>◆上限みなし率を2.25%に、下限みなし率を0.25%に引き下げ。</p> <p>https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-03/factsheet6providingsupportforretireestomanagemarketvolatility-25march2.pdf</p>	<p>2020年5月1日から</p>
<p>6.個人の居住用住宅の新築・改装支援 (HomeBuilder)</p>	<p>◆個人による新築住宅の建設または既存住宅の大幅な改修を行う場合に、1件あたり2万5千豪ドルを助成。</p> <p>◆申請者に対しては、単身の場合は年収12万5,000豪ドル、夫婦の場合は年収20万豪ドルの所得上限を設定。</p> <p>◆新築の場合は価格が75万豪ドル以下であること、改築の場合は既存住宅の現在の価値が150万豪ドル以下であり、改修費用が15万豪ドル～75万豪ドルの間であること等が条件。</p> <p>◆本支援策は時限的であり、対象となる案件は2020年6月4日から12月31日までの間に契約が締結される建設工事で、契約締結から3カ月以内に着工する必要あり。</p> <p>◆予算総額は6億8,800万豪ドルを見込み、約2万7千件の建設工事を支援する（支援件数の上限設定なし）。</p> <p>https://treasury.gov.au/coronavirus/homebuilder</p>	<p>2020年6月4日～12月31日</p>

今後のウェビナー開催予定

① 「外資投資規制の改正草案のポイント」 (オーストラリア大使館/ジェトロ共催)

2020年8月18日 (火) 11:00~12:00 (AEST) (使用言語: 英語)

講師: Ms. Bridie McAsey (Senior Adviser, Foreign Investment Division, Treasury)

Mr. James McLean Dreyfus (Senior Adviser, Foreign Investment Division, Treasury)

Mr. David Lowe (Minister-Counsellor (Economic), Australian Embassy Tokyo)

【参加登録】 (直前まで申し込み可)

https://zoom.us/webinar/register/WN_SPC4ftF0R9-BO7_ljqpELg

② 「変動する豪州農業の今」 (NNA/ジェトロ共催)

2020年8月21日 (金) 15:00~16:30 (AEST)

講師: 湖城 修一 (NNAオーストラリア所属、ウェルス編集長)

【参加登録】 (8月19日 (水) 締切)

<https://forms.gle/WAuYBFUXkYwVVkfA7>

ジェトロからのウェビナーの案内をご希望の方は、下記URLにて「ジェトロオーストラリア・ニュースレター」の購読をご登録ください。

<https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/input.htm>